

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料
第160号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 4
2 改正の内容	5 ～ 28
3 施行期日	28
4 経過措置	28
5 使用料及び利用料金の基準の再算定	29 ～ 45
6 新旧対照表	46 ～ 101
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	102 ～ 107
【参考 2】使用料の改定	108 ～ 109
【参考 3】指定管理者制度導入施設への対応について . .	110 ～ 112

土 木 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料（利用料金の基準）及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象施設

公園名	施設名	施設カテゴリー	受益者負担率
立山公園	立山市民運動場	公園施設（スポーツ施設）	50%
平和公園	長崎市営庭球場	公園施設（スポーツ施設）	50%
	長崎市営弓道場		
	長崎市営陸上競技場		
	長崎市営ソフトボール場		
	長崎市営ラグビー・サッカー場		
	長崎市平和会館	ホール型施設	50%
東望山公園	東望山運動場	公園施設（スポーツ施設）	50%
稲佐山公園	稲佐山公園野外ステージ	公園施設（屋外ステージ）	50%
	稲佐山公園展望台駐車場	公園施設（スロープカー）	100% ～
	長崎稲佐山スロープカー		
長崎東公園	長崎東公園運動場	公園施設（スポーツ施設）	50%
	長崎東公園コミュニティ体育館		
	長崎東公園庭球場		
	長崎東公園コミュニティプール		

1 改正の概要

(2) 対象施設

公園名	施設名	施設カテゴリー	受益者負担率
小江原台近隣公園	小江原台近隣公園庭球場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
長崎市総合運動公園	長崎市総合運動公園かきどまり庭球場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
	長崎市総合運動公園かきどまり野球場		
	長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場		
	長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場		
	長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場		
田中町公園	田中町ソフトボール場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
えがわ運動公園	えがわ運動公園庭球場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
香焼総合公園	香焼総合公園運動場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
	香焼総合公園庭球場		
元宮公園	元宮公園運動場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
	元宮公園庭球場		
	三和少年交流センター	自主学習・研修施設	25%

1 改正の概要

(3) 対象施設の受益者負担率

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、 <u>公園施設（スロープカー）</u> ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、 <u>公園施設（スポーツ施設）</u> 博物館、こども遊戯施設 <u>ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）</u>	受益者負担率：75%
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 <u>自主学習・研修施設</u> その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

ア 行為等使用料（別表第2第3項（第10条関係））

現 行			改正案		
行為の種類	単位	金額（円）	行為の種類	単位	金額（円）
業として行う写真撮影	1日	104	業として行う写真又は映画の撮影	1日	200
	1月	1,613		1月	3,100
行商その他これらに類するもの	1日	261	行商、募金その他これらに類するもの	1日	390
興行	1平方メートルにつき1日	18	興行	1平方メートルにつき1日	36
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250
集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24
使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。			使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。		

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

イ 施設使用料

(ア) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場（別表第2第4項第1号（第10条関係））

現 行								改正案			
ア 運動場又はソフトボール場											
1時間あたり178円											
区分	利用時間 使用料	6時 ～8時	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時			
	3/1～10/31	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円			
	11/1～ 翌年2/末日										
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額											
イ 附属設備								1時間あたり963円			
区分	利用時間 使用料		18時 ～21時		19時 ～21時						
	夜間照明設備		3/1～10/31				1,927円				
			11/1～ 翌年2/末日		2,891円						

区 分	金額（1時間につき）
運動場又はソフトボール場	350円
照明設備	1,240円

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額			
--	--	--	--

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(イ) 長崎市営庭球場（別表第2第4項第2号（第10条関係））

現 行							改正案	
ア テニスコート								
							1時間あたり 523円	
							(単位：円)	
区分	利用時間	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	
	使用料 (1コートにつき)							
	一般	1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,571	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		523	523	523	523	523	785	
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額								
イ 附属設備								
区分	利用時間	1時間						
	使用料 (1コートにつき)							
照明設備		410円						

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	700円
照明設備（1コートにつき）	500円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等を利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ウ) 元宮公園庭球場（別表第2第4項第3号（第10条関係））

現 行								改正案			
ア テニスコート								1時間あたり 209円			
								(単位：円)			
区分	利用時間 使用料 (1コートにつき)		8時	10時	12時	14時	16時	18時			
			～10時	～12時	～14時	～16時	～18時	～21時			
	一般		419	419	419	419	419	628			
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		209	209	209	209	209	314			
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額											
イ 附属設備										1 時間あたり419円	
区分	利用時間 使用料 (1コートにつき)		18時	19時							
			～21時	～21時							
	夜間照明設備	3/1～10/31			838円						
		11/1～翌年2/末日	1,257円								

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	410円
照明設備（1コートにつき）	500円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	410円
照明設備（1コートにつき）	500円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(工) 小江原台近隣公園庭球場、えがわ運動公園庭球場及び香焼総合公園庭球場（別表第2第4項第4号（第10条関係））

1時間あたり 209円

(単位：円)

利用時間		8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	14時 ～17時	16時 ～18時	16時 ～19時
区分	使用料 (1コートにつき)							
一般	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	419	419	419	419		419	
	5/1～8/31							628
	10/1～翌年2/末日					628		
小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生徒	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	209	209	209	209		209	
	5/1～8/31							314
	10/1～翌年2/末日					314		

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

改正案

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	410円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

（才）長崎市営弓道場（別表第2第4項第5号（第10条関係））

現 行

(単位：円)

利用時間 使用料		1時間	午前 (8時～12時)	午後 (12時～17時)	1日 (8時～17時)
区分					
一般	団体（10人以上）	209	649	963	1,309
	個人	52	104	125	209
小学校の児童、中 学校の生徒又は高 等学校の生徒	団体（10人以上）	104	314	481	649
	個人	31	52	73	104

準備、リハーサル等に利用する場合（団体の利用に限る）は、
表の4割に相当する額

改正案

(単位：円)

区 分		金額
専用の利用の場合		1 時間につき 820
個人の利用の場合	一般	1 回につき 240
	小学校の児童又は中学校若 しくは高等学校の生徒	1 回につき 120

団体区分を廃止し、専用の利用の区分を新設

準備、リハーサル等に利用する場合（専用の利用に限る）は、
表の5割に相当する額

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

（力）長崎市営陸上競技場（別表第2第4項第6号（第10条関係））

現 行					改正案	
(単位：円)						
区分	利用時間 使用料	1時間	午前 (8時～12時)	午後 (12時～17時)	1日 (8時～17時)	
	一般	649	1,938	2,619	3,876	
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	314	963	1,330	1,938	
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額					準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額	

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(キ) 長崎市営ラグビー・サッカー場（別表第2第4項第7号（第10条関係））

現 行							改正案									
ア ラグビー・サッカー場							1時間あたり1,571円			(単位：円)						
区分		利用時間		8時	10時	12時	14時	16時	18時	区 分			金額（1時間につき）			
		使用料		～10時	～12時	～14時	～16時	～18時	～21時							
入場料等	一般			3,142	3,142	3,142	3,142	3,142	4,714	ラグビー・サッカー場		入場料等の徴収をしない場合		1,650		
を徴収し	小学校の児童、中			1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	2,357			入場料等の徴収をする場合		3,300		
ない場合	学校の生徒又は高									照明設備		片面使用の場合		上記使用料の2分の1に相当する額		
	等学校の生徒											全基使用の場合		6,470		
												4基使用の場合		3,700		
入場料等を徴収する場合		入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍相当額														
片面使用の場合		上記使用料の2分の1相当額														
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額																
イ 附属設備							1時間あたり（全基）5,657円			(単位：円)						
区分		利用時間		18時	19時	区 分									金額（1時間につき）	
		使用料		～21時	～21時											
夜間	3/1～10/31					ラグビー・サッカー場		入場料等の徴収をしない場合		1,650						
照明								入場料等の徴収をする場合		3,300						
設備	11/1～翌年2/末日					照明設備		片面使用の場合		上記使用料の2分の1に相当する額						
								全基使用の場合		6,470						
								4基使用の場合		3,700						
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の5割に相当する額																

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ク) 三和少年交流センター（別表第3（第10条関係））

現 行			改正案		
(単位：円)			(単位：円)		
区分	9時～22時（1時間につき）	22時～翌日9時	区分	9時～22時（1時間につき）	22時～翌日9時
大研修室	880	5,500	大研修室	1,840	10,070
小研修室	660		小研修室	1,230	
和室	324		和室	640	

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

ウ 利用料金の基準

(ア) 稲佐山公園野外ステージ（別表第4第1項（第26条関係））

現 行						改正案								
(単位：円)						(単位：円)								
区分			利用時間			9時30分 ～16時	17時～21時	9時30分 ～21時	利用時間			9時30分 ～16時	17時～21時	9時30分 ～21時
野外ステージ	入場料等を徴収しない場合	平日		9,711	12,948	20,501	入場料等を徴収しない場合	平日		13,585	16,800	28,635		
		土日祝日		12,403	16,720	26,431		土日祝日		17,355	21,720	34,270		
	入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が2,095円未満		29,134	38,845	61,505	入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が2,095円未満		37,830	50,480	79,925		
				37,221	50,170	79,304				48,360	60,200	103,040		
		最高の入場料等が2,095円以上		77,691	103,588	164,015		最高の入場料等が2,095円以上		93,210	124,280	196,765		
				99,272	133,801	211,493				119,080	160,560	253,690		
リハーサル室	平日			1時間につき 377円		リハーサル室	平日			1時間につき 560円				
	土日祝日			1時間につき 534円			土日祝日			1時間につき 740円				

準備、リハーサル等に利用する場合は、次のとおりとする。

(1)利用時間の全ての時間を準備などに利用する場合は表の4割に相当する額

(2)9時30分～21時まで利用する場合に、16時以降から21時より前まで準備等に利用する場合は、利用料金から表の9時30分～16時の金額の6割に相当する額を減じた額とする

準備、リハーサル等に利用する場合は、次のとおりとする。

(1)利用時間の全ての時間を準備などに利用する場合は表の5割に相当する額

(2)9時30分～21時まで利用する場合に、16時以降から21時より前まで準備等に利用する場合は、利用料金から表の9時30分～16時の金額の5割に相当する額を減じた額とする

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(イ) 稲佐山公園展望台駐車場（別表第4第2項（第26条関係））

現 行		改正案	
区分	金額	区分	金額
普通自動車	30分までごと 100円	普通自動車	1回につき 1,000円
小型自動車		小型自動車	
軽自動車		軽自動車	
二輪自動車		二輪自動車	

(ウ) 長崎稲佐山スロープカー（別表第4第3項（第26条関係））

現 行					改正案		
(単位：円)					(単位：円)		
区分	個人		団体 (15人以上)		区分	金額	
	片道	往復	片道	往復		片道	往復
一般	300	500	240	400	一般	600	1,000
高等学校又は中学校の生徒	220	370	170	290	小児	300	500
小児	150	250	120	200	高等学校又は中学校の生徒の区分及び団体金額は廃止		

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(工) 長崎東公園運動場（別表第5第1項（第26条関係））

現 行								改正案	
(1) 運動場									
1 時間あたり178円									
区分	利用 時間	6時 ～8時	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	
	金額								
3/1～10/31		356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円	
11/1～翌年2/末日									
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額									
(2) 附属設備									
1 時間あたり963円									
区分	利用時間	18時 ～21時	19時 ～21時						
	金額								
夜間照明		3/1～10/31						1,927円	
設備		11/1～翌年2/末日			2,891円				
準備、リハーサル等を利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額									

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(オ) 長崎東公園コミュニティ体育館（別表第5第2項（第26条関係））

現 行					改正案		
(1) 競技場 ア 専用の利用 (単位：円)					(1) 競技場 ア 専用の利用 (単位：円)		
区分		利用時間	9時～12時	13時～17時	18時～21時	区 分	金額（1時間につき）
体育に利用する場合	平日		3,080	4,756	6,421	専用の利用の場合	2,210
	土日祝日		4,756	6,296	7,836		
体育以外に利用する場合	平日		6,987	12,812	15,148		
	土日祝日		8,150	15,148	18,647		
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額					準備、リハーサル等に利用する場合（ <u>専用</u> の利用に限る）は、表の <u>5割</u> に相当する額		
					※条例上はア 専用の利用とイ 練習の利用を一表とする。		

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

準備、リハーサル等に利用する場合（専用の利用に限る）は、
表の5割に相当する額

※条例上はア 専用の利用とイ 練習の利用を一表とする。

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(オ) 長崎東公園コミュニティ体育館（別表第5第2項（第26条関係））

現 行							改正案					
(1) 競技場 イ 練習の利用 (単位：円)							(1) 競技場 イ 練習の利用 (単位：円)					
区分		利用時間	10時 ～12時	13時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時	区 分		金額（1時間につき）		
								練習の利用の場合	卓球（1台につき）	310		
卓球（1台につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	62	62	62	73	73			バドミントン（1面につき）	380		
	高等学校の生徒	157	157	157	188	188			バレーボール（1面につき）	900		
	一般	314	314	314	377	377			バスケットボール（1面につき）	900		
バドミントン（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	125	125	125	136	136		小学校の児童又は中学校の生徒及び高等学校の生徒の区分は廃止				
	高等学校の生徒	251	251	251	282	282						
	一般	513	513	513	576	576						
バレーボール（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	314	314	314	377	377					※条例上はア 専用の利用とイ 練習の利用を一表とする。	
	高等学校の生徒	639	639	639	764	764						
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540						
バスケットボール（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	314	314	314	377	377						
	高等学校の生徒	639	639	639	764	764						
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540						
その他（1人につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	41	41	41	52	52						
	高等学校の生徒	94	94	94	104	104						
	一般	188	188	188	209	209						

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(オ) 長崎東公園コミュニティ体育館（別表第5第2項（第26条関係））

現 行			改正案		
(2) トレーニング室 (単位：円)			(2) トレーニング室 (単位：円)		
区分		金額	区分		金額
当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	188	当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	190
	一般	356		一般	380
会員券（1人1月につき）	高等学校の生徒	1,215	回数券（11枚つづり）	高等学校の生徒	1,900
	一般	2,440		一般	3,800
(3) 浴室 (単位：円)			(3) 浴室 (単位：円)		
区分		金額	区分		金額
当日券（1人につき）	大人	360	当日券（1人につき）	一般	400
	小人	100		小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	200
回数券（11枚綴り）	大人	3,600	回数券（11枚つづり）	一般	4,000
	小人	1,000		小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	2,000
			小人（小学生）の区分は廃止し、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒の区分を新設		

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(力) 長崎東公園庭球場（別表第5第3項（第26条関係））

現 行								改正案			
(1) テニスコート								1時間あたり 209円		(単位：円)	
区分		利用時間		金額 (1コートにつき)							
		8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時				
一般		419	419	419	419	419	628				
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		209	209	209	209	209	314				
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額											
(2) 附属設備								1 時間あたり419円			
区分		利用時間		金額 (1コートにつき)							
		18時 ～21時	19時 ～21時								
夜間照	3/1～10/31							838円			
明設備	11/1～翌年2/末日			1,257円							
準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額											

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(キ) 長崎東公園コミュニティプール（別表第5第4項（第26条関係））

現 行

(1) 個人の利用
ア 当日券
(単位：円)

利用時間 区分	2時間	超過時間 (1時間につき)
一般	470	150
高等学校の生徒	310	100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	150	50

イ 前売券（11回分）
(単位：円)

区分	金額
一般	4,700
高等学校の生徒	3,100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,500

改正案

(1) 個人の利用
ア 当日券
(単位：円)

利用時間 区分	2時間	超過時間 (1時間につき)
一般	570	240
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	290	120

イ 前売券（11回分）
(単位：円)

区分	金額
一般	5,700
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	2,900

ア 当日券、イ 前売り券とも、小学校の児童、中学校の生徒又は幼児及び高等学校の生徒の区分を廃止し、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒の区分を新設

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ク) 長崎東公園コミュニティプール（別表第5第4項（第26条関係））

現 行					改正案																								
(2) 団体の利用					団体の利用																								
<table><tr><th>区分</th><th>金額 (1人につき)</th></tr><tr><td>30人から49人まで</td><td>当日券の額の100分の90に相当する額</td></tr><tr><td>50人から99人まで</td><td>当日券の額の100分の80に相当する額</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>当日券の額の100分の70に相当する額</td></tr></table>					区分	金額 (1人につき)	30人から49人まで	当日券の額の100分の90に相当する額	50人から99人まで	当日券の額の100分の80に相当する額	100人以上	当日券の額の100分の70に相当する額	【廃止】																
区分	金額 (1人につき)																												
30人から49人まで	当日券の額の100分の90に相当する額																												
50人から99人まで	当日券の額の100分の80に相当する額																												
100人以上	当日券の額の100分の70に相当する額																												
(3) 専用の利用 (単位：円)					(2) 専用の利用 (単位：円)																								
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">利用時間 区分</th><th>午前 (9時～12時)</th><th>午後 (13時～17時)</th><th>超過時間 (1時間につき)</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">25メートル プール</td><td>平日</td><td>20,952</td><td>41,904</td><td>6,285</td></tr><tr><td>土日祝日</td><td>31,428</td><td>62,857</td><td>9,428</td></tr></table>					利用時間 区分		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	超過時間 (1時間につき)				25メートル プール	平日	20,952	41,904	6,285	土日祝日	31,428	62,857	9,428	<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>入場料等の徴収をしない場合</td><td>13,510</td></tr><tr><td>入場料等の徴収をする場合</td><td>27,020</td></tr></table>		区 分	金額（1時間につき）	入場料等の徴収をしない場合	13,510	入場料等の徴収をする場合	27,020
利用時間 区分		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	超過時間 (1時間につき)																									
25メートル プール	平日	20,952	41,904	6,285																									
	土日祝日	31,428	62,857	9,428																									
区 分	金額（1時間につき）																												
入場料等の徴収をしない場合	13,510																												
入場料等の徴収をする場合	27,020																												
1 入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額の2倍に相当する額とする。					準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額																								
2 準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額					準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額																								

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ケ) 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場（別表第6第1項（第26条関係））

現 行								改正案	
(1) テニスコート		1時間あたり 523円		(単位：円)					
区分	利用時間							区 分	金額（1時間につき）
	金額 （1コート につき）	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時	テニスコート（1コートにつき）	700円
	一般	1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,571	照明設備（1コートにつき）	500円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		523	523	523	523	523	785	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止	
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額								準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額	
(2) 附属設備		1時間あたり419円							
区分	利用時間								
	金額 （1コートにつき）			18時 ～21時		19時 ～21時			
	夜間照明設備	3/1～10/31					838円		
		11/1～翌年2/末日		1,257円					

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(コ) 長崎市総合運動公園かきどまり野球場（別表第6第2項（第26条関係））

現 行										改正案		
1時間あたり 1,676円										(単位：円)		
利用時間				6時	8時	10時	12時	14時	16時	金額（1時間につき）		
金額				～8時	～10時	～12時	～14時	～16時	～18時			
区分	利用時間	金額	利用時間	6時	8時	10時	12時	14時	16時			
アマチュアスポーツに利用	入場料等を徴収しない場合	一般 3/1～4/30 及び 9/1～9/30	5/1～8/31	10/1～10/31	11/1～翌年2/末日	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676
		小学校の児童	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	5/1～8/31	10/1～10/31	11/1～翌年2/末日	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676
		中学校の生徒	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	5/1～8/31	10/1～10/31	11/1～翌年2/末日	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676
		又は高等学校の生徒	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	5/1～8/31	10/1～10/31	11/1～翌年2/末日	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676
		入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額									
	アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額									
		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額									
		準備、リハーサル等に利用する場合	表の4割に相当する額									
		準備、リハーサル等に利用する場合	表の5割に相当する額									
		準備、リハーサル等に利用する場合	表の5割に相当する額									

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(サ) 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場（別表第6第3項（第26条関係））

現 行

(1) 専用の利用

(単位：円)

区分			1時間につき
アマチュアスポーツに利用	入場料等を徴収	一般	3,771
	しない場合	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,885
		入場料等を徴収する場合	
	アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等を徴収しない場合	
入場料等を徴収する場合		アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額	

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

(2) 個人の利用

区分		1回につき
一般		251円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		125円

(3) 附属設備

種別	金額 (1時間につき)	区分			
		全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
照明設備		18,857円	10,476円	5,238円	2,095円

改正案

(1) 専用の利用

(単位：円)

区分		金額（1時間につき）
アマチュアスポーツに利用	入場料等の徴収をしない場合	4,900
	入場料等の徴収をする場合	9,800
アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等の徴収をしない場合	9,800
	入場料等の徴収をする場合	39,200

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額

(2) 個人の利用

区分		1回につき
一般		300円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		150円

(3) 附属設備

種別	金額 (1時間につき)	区分			
		全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
照明設備		10,430円	5,220円	2,090円	1,050円

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(シ) 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場（別表第6第4項（第26条関係））

現 行				改正案		
(1) 専用の利用				(1) 専用の利用		
(単位：円)				(単位：円)		
区分			1時間につき			
アマチュアスポーツに利用	入場料等を徴収しない場合	一般	1,571			
		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	785			
	入場料等を徴収する場合		入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額			
アマチュアスポーツ以外に利用	入場料等を徴収しない場合		アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額			
	入場料等を徴収する場合		アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額			

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

(2) 個人の利用				(2) 個人の利用			
(単位：円)				(単位：円)			
区分		1回につき		区分		1回につき	
一般		125円		一般		160円	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		62円		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		80円	

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ス) 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場（別表第6第5項（第26条関係））

現 行		改正案	
区分		1時間につき	
一般		523円	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		261円	
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額		準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額	

(セ) 長崎市平和会館（別表第7（第26条関係））

現 行				
(単位：円)				
利用時間		9時～12時	13時～17時	18時～22時
区分				
体育に利用	平日	932	1,278	1,508
	土日祝日	1,162	1,508	1,854
体育以外に利用	平日	6,987	12,812	15,148
	土日祝日	8,150	15,148	18,647

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額

改正案				
(単位：円)				
利用時間		9時～12時	13時～17時	18時～22時
区分				
体育に利用	平日	13,590	18,170	18,460
	土日祝日	13,890	18,460	18,910
体育以外に利用	平日	21,450	33,200	36,220
	土日祝日	23,000	36,220	40,680

準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(2) 所要の整備

第29条（市長による管理）の稲佐山公園展望台駐車場において、項ずれがあったため、改正するもの。

3 施行期日

- (1) 令和8年4月1日
- (2) 公布の日

4 経過措置

- (1) 施行期日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金の基準から改正後の金額を適用する。
- (2) 施行期日前に発行された会員券、回数券及び前売り券については、従前のとおり使用できる。

5 使用料の再算定

(1) 行為等使用料の再算定方法

ア 考え方

施設使用料の多くが激変緩和措置を適用されることから、行為等使用料についても、行為別の現行金額に激変緩和措置の係数を乗じて再算定を行う。

ただし、1日単位と1月単位の金額が規定されている「業として行う写真又は映画の撮影（以下、「写真撮影等」という。）」の1月単位の金額は、現行の1日単位の金額と1月単位の金額比率を用いて算定する。

イ 算定方法

(ア) 写真撮影等月単位以外の金額

$$\text{現行金額} \times \text{激変緩和措置の係数} = \text{再算定結果}$$

(イ) 写真撮影等月単位の金額

a 現行金額の1日単位と1月単位の金額比率

$$\text{写真撮影等1月単位の金額（1,613円）} \div \text{写真撮影等1日単位の金額（104円）} = 15.5$$

b 算定式

$$\text{写真撮影等1日単位の再算定結果} \times a (15.5) = \text{写真撮影等1月単位の再算定結果}$$

5 使用料の再算定

(1) 行為等使用料の再算定方法

ウ 算定結果

(ア) 写真撮影等1月単位以外の使用料

区分	単位	①現行金額	②激変緩和措置 の係数	③再算定結果 (①×②)	④増減 (③－①)
写真撮影等（1日単位）	1日	104円	2倍	200円	96円
行商等	1日	261円	1.5倍	390円	129円
興行	1㎡につき1日	18円	2倍	36円	18円
広告物の掲出	1㎡につき1日	1,613円	1.4倍	2,250円	637円
集会等	1㎡につき1日	12円	2倍	24円	12円

(イ) 写真撮影等1月単位の使用料

区分	単位	①現行金額	②現行金額の1日 単位と1月単位の 金額比率	③再算定結果 (①×②)	④増減 (③－①)
写真撮影等（1月単位）	1月	1,613円	15.5	3,100円	1,487円

(激変緩和措置の係数)

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

5 使用料の再算定

(2) 入館施設の再算定方法

ア 通常の算定方法

(ア) 再算定

1人あたりのコスト（総コスト÷年間目標利用者数） × 受益者負担率 = ①再算定結果

(イ) 激変緩和措置

現行金額 × 激変緩和措置係数（1.1倍～2.0倍） = ②激変緩和措置

(ウ) 再算定結果と激変緩和措置の比較

①算定結果と②激変緩和措置の小さい方を最終結果とする。

※激変緩和措置の係数一覧

現行金額	激変緩和措置
～250円	2 倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

5 使用料の再算定

(2) 入館施設の再算定方法

ア 通常の算定方法

(工) 算定結果 (※こども(又は高校生)の金額は一般の半額)

施設名	区分	総コスト ①	年間目標利 用者数 ②	1人あたりの コスト ③ (①÷②)	受益者 負担率 ④	再算定結果 ⑤ (③×④)	現行金額 ⑥	激変緩和 措置 ⑦ (⑥×激変緩和 措置係数)	最終結果 ⑧ (⑤と⑦の 小さい方)	増加額 ⑨ (⑧-⑥)
長崎東公園コミュニ ティ体育館 トレーニ ング室	一般	7,464,292円	10,000人	746円	50%	380円	356円	530円	380円	24円
	高校生						188円	370円	190円	2円
長崎東公園コミュニ ティ体育館 浴室	一般	9,590,048円	12,229人	784円	50%	400円	360円	540円	400円	40円
	こども						100円	200円	200円	100円
長崎市総合運動公園か きどまり陸上競技場	一般	24,013,390円	41,400人	580円	50%	300円	251円	370円	300円	49円
	こども						125円	250円	150円	25円
長崎市総合運動公園か きどまり補助競技場	一般	6,132,249円	20,200人	304円	50%	160円	125円	250円	160円	35円
	こども						62円	120円	80円	18円
長崎市総合運動公園か きどまり投てき練習場	一般	2,617,802円	2,100人	1,247円	50%	630円	523円	730円	630円	107円
	こども						261円	390円	320円	59円
長崎市営弓道場(平和 公園)	一般	2,260,948円	4,800人	471円	50%	240円	209円	410円	240円	31円
	こども						100円	200円	120円	20円

※小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒

5 使用料の再算定

(2) 入館施設の再算定方法

イ 個別事情による算定方法

(ア) 長崎稲佐山スロープカー（往復）

類似施設の1mあたりの単価（1円） × 往復延長（1,000m） = 1,000円

【類似施設】1mあたりの金額【平均 1.01円 ≒ 1円】

施設名	往復金額	往復延長	1mあたりの金額
皿倉山（福岡県北九州市）	420円	318m	1.32円
英彦山花園（福岡県添田町）	700円	938m	0.74円
船岡城址公園（宮城県柴田町）	610円	610m	0.98円

(イ) 稲佐山公園展望台駐車場

他都市の類似する展望台駐車場では時間制による料金形態がないため、時間制による料金体系を廃止。

中腹駐車場から展望台への移動手段として長崎稲佐山スロープカー（往復）との均衡を保つため、長崎稲佐山スロープカー（往復）と同額の1回1,000円とする。

(ウ) 長崎東公園コミュニティプール

同種施設として神の島プールと同額の一般（2時間）570円、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒（2時間）290円に統一する。

超過料金についても、一般（1時間につき）240円、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒（1時間につき）120円に統一する。

5 使用料の再算定

(3) 貸館施設の算定方法

ア 通常 of 算定方法

(ア) 再算定

$$\begin{aligned} & 1\text{m}^2\text{あたりのコスト（総コスト} \div (\text{面積} \times \text{年間会館時間} \times \text{実稼働率}) \text{）} \times \text{貸出面積} \\ & \hspace{15em} = \text{1室あたりのコスト} \end{aligned}$$

$$\text{1室あたりのコスト} \times \text{受益者負担率} = \text{①再算定結果}$$

(イ) 激変緩和措置

$$\text{※現行金額} \times \text{激変緩和措置係数（1.1倍} \sim \text{2.0倍）} = \text{②激変緩和措置}$$

(ウ) 再算定結果と激変緩和措置の比較

①算定結果と②激変緩和措置の小さい方を最終結果とする。

※現行金額

三和少年交流センター、平和会館は、空調設備の使用料を別途徴収しているが、今回の見直しでは空調設備の使用料も施設使用料に含めて再算定を行うため、現行の施設使用料に現行の空調設備使用料を加算している。

(激変緩和措置の係数)

現行金額	激変緩和措置
～250円	2 倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

5 使用料の再算定

(3) 貸館施設の再算定方法

ア 通常の算定方法

(工) 算定結果

施設名	①総コスト	②施設全体の貸出可能面積	③年間開館時間	④実稼働率	⑤1㎡あたりのコスト ① ②×③×④	⑥受益者負担率	貸室名	⑦貸出面積	⑧貸出施設のコスト ⑤×⑦	⑨再算定結果 ⑧×⑥	⑩現行金額	⑪激変緩和措置	⑫最終結果 ⑩と⑪の小さい方	⑬増加額 ⑫-⑩
三和少年交流センター	7,012,426円	187㎡	8,616時間	3.65%	119.38円	25%	大研修室	98㎡	11,640円	2,910円	1,320円	1,840円	1,840円	520円
							小研修室	64㎡	7,604円	1,901円	880円	1,230円	1,230円	350円
							和室	26㎡	3,116円	779円	428円	640円	640円	212円
							夜間（22時～翌9時）	187㎡	245,960円	61,489円	7,753円	10,070円	10,070円	2,317円
長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場	22,166,206円	47,321㎡	4,667時間	8.57%	1.17円	50%	陸上競技場	47,321㎡	55,394円	27,697円	3,771円	4,900円	4,900円	1,129円
長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場	4,818,196円	28,021㎡	3,568時間	7.42%	0.65円	50%	補助競技場	28,021㎡	18,194円	9,097円	1,571円	2,190円	2,190円	619円
長崎市総合運動公園かきどまり野球場	13,389,920円	24,481㎡	4,058時間	15.67%	0.86円	50%	野球場	24,481㎡	21,052円	10,526円	1,676円	2,340円	2,340円	664円
長崎市営ラグビーサッカー場 (平和公園)	8,186,816円	11,810㎡	4,667時間	53.19%	0.28円	50%	ラグビー・サッカー場	11,810㎡	3,298円	1,649円	1,571円	2,190円	1,650円	79円
平和会館ホール	83,829,181円	3,299㎡	3,731時間	11.46%	59.42円	50%	ホール（体育以外） ※1時間あたり	891㎡	52,942円	26,471円	5,507円	7,150円	7,150円	1,643円
							▪ 平日：午前9時から正午まで（3h）		158,824円	79,412円	16,559円		21,450円	4,891円
							▪ 平日：午後1時から午後5時まで（4h）		211,766円	105,883円	25,505円		33,200円	7,695円
							▪ 平日：午後6時から午後10時まで（4h）		211,766円	105,883円	27,841円		36,220円	8,379円
							▪ 休日：午前9時から正午まで（3h）		158,824円	79,412円	17,722円		23,000円	5,278円
							▪ 休日：午後1時から午後5時まで（4h）		211,766円	105,883円	27,841円		36,220円	8,379円
							▪ 休日：午後6時から午後10時まで（4h）		211,766円	105,883円	31,340円		40,680円	9,340円
							ホール（体育）※1時間あたり	891㎡	52,942円	26,471円	3,489円	4,530円	4,530円	1,041円
							▪ 平日：午前9時から正午まで（3h）		158,824円	79,412円	10,504円		13,590円	3,086円
							▪ 平日：午後1時から午後5時まで（4h）		211,766円	105,883円	13,971円		18,170円	4,199円
							▪ 平日：午後6時から午後10時まで（4h）		211,766円	105,883円	14,201円		18,460円	4,259円
							▪ 休日：午前9時から正午まで（3h）		158,824円	79,412円	10,734円		13,890円	3,156円
							▪ 休日：午後1時から午後5時まで（4h）		211,766円	105,883円	14,201円		18,460円	4,259円
							▪ 休日：午後6時から午後10時まで（4h）		211,766円	105,883円	14,547円		18,910円	4,363円

5 使用料の再算定

(3) 貸館施設の再算定方法

ア 通常の算定方法

(工) 算定結果

施設名	①総コスト	②施設全体の貸出可能面積	③年間開館時間	④実稼働率	⑤1㎡あたりのコスト ① ②×③×④	⑥受益者負担率	貸室名	⑦貸出面積	⑧貸出施設のコスト ⑤×⑦	⑨再算定結果 ⑧×⑥	⑩現行金額	⑪激変緩和措置	⑫最終結果 ⑨と⑪の小さい方	⑬増加額 ⑫-⑩
稲佐山公園 野外ステージ	628,782円	99㎡	4,129時間	6.37%	24.15円	50%	リハーサル室	99㎡	2,390円	1,195円	377円	560円	560円	183円
							リハーサル室（土日祝）	99㎡	2,390円	1,195円	534円	740円	740円	206円
	6,760,243円	928㎡	4,129時間	12.08%	14.61円	50%	(平日) 9:30~16:00	928㎡	13,554円	6,777円	1,494円	2,090円	2,090円	596円
							(平日) 17:00~21:00		29,368円	14,684円	3,237円	4,200円	4,200円	963円
							(平日) 9:30~21:00		16,166円	8,083円	1,782円	2,490円	2,490円	708円
							入場料2,095円未満 9:30~16:00		40,662円	20,331円	4,482円	5,820円	5,820円	1,338円
							入場料2,095円未満 17:00~21:00		88,102円	44,051円	9,711円	12,620円	12,620円	2,909円
							入場料2,095円未満 9:30~21:00		48,518円	24,259円	5,348円	6,950円	6,950円	1,602円
							入場料2,095円以上 9:30~16:00		108,432円	54,216円	11,952円	14,340円	14,340円	2,388円
							入場料2,095円以上 17:00~21:00		234,946円	117,473円	25,897円	31,070円	31,070円	5,173円
							入場料2,095円以上 9:30~21:00		129,388円	64,694円	14,262円	17,110円	17,110円	2,848円
							(土日祝) 9:30~16:00		17,310円	8,655円	1,908円	2,670円	2,670円	762円
							(土日祝) 17:00~21:00		37,922円	18,961円	4,180円	5,430円	5,430円	1,250円
							(土日祝) 9:30~21:00		20,848円	10,424円	2,298円	2,980円	2,980円	682円
							(土日祝) 入場料2,095円 未満 9:30~16:00		51,948円	25,974円	5,726円	7,440円	7,440円	1,714円
							(土日祝) 入場料2,095円 未満 17:00~21:00		113,784円	56,892円	12,542円	15,050円	15,050円	2,508円
							(土日祝) 入場料2,095円 未満 9:30~21:00		62,562円	31,281円	6,896円	8,960円	8,960円	2,064円
							(土日祝) 入場料2,095円 以上 9:30~16:00		138,552円	69,276円	15,272円	18,320円	18,320円	3,048円
							(土日祝) 入場料2,095円 以上 17:00~21:00		303,468円	151,734円	33,450円	40,140円	40,140円	6,690円
							(土日祝) 入場料2,095円 以上 9:30~21:00		166,840円	83,420円	18,390円	22,060円	22,060円	3,670円

5 使用料の再算定

イ 個別事情による算定方法（庭球場）

（ア） 考え方

庭球場は、競技に必要な面積が固定（360m²/面）されていることから、金額を統一する。

そのため、対象庭球場ごとの1m²あたりのコストの平均値から算定を行う。

（イ） 具体の算定方法

a 対象庭球場ごとの1m²あたりのコストの平均値

コート 種別	施設名	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼 働率 ④	1 mあたりの コスト ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$
1	長崎市営庭球場	5,847,012円	1,825m ²	4,667時間	66.3%	1.04円
	長崎市総合運動公園 かきどまり庭球場	17,315,823円	17,157m ²	4,954時間	34.6%	0.58円
2	長崎東公園庭球場	5,260,854円	1,304m ²	4,667時間	61.6%	1.40円
	小江原台近隣公園庭球場	353,647円	782m ²	3,568時間	36.6%	0.35円
	えがわ運動公園庭球場	11,107,840円	552m ²	3,568時間	30.5%	18.50円
	香焼総合公園庭球場	3,519,379円	782m ²	6,659時間	11.4%	5.94円
	元宮公園庭球場	5,550,254円	1,043m ²	4,667時間	36.4%	3.13円
	長崎市さくらの里庭球場	172,900円	782m ²	3,847時間	31.3%	0.18円

平均値
3.89円

b 算定式

1m²あたりのコスト平均値（3.89円）×必要面積（360m²）×受益者負担率（50%）

5 使用料の再算定

イ 個別事情による算定方法（庭球場）

（ウ） 算定結果

a コート種別 1

1㎡あたりの コスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置 (上限) ⑥ (⑤×1.4)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
3.89円	360㎡	50%	700円	523円	730円	700円	176円

b コート種別 2

1㎡あたりの コスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置 (上限) ⑥ (⑤×2)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
3.89円	360㎡	50%	700円	209円	410円	410円	201円

（激変緩和措置の係数）

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

5 使用料の再算定

ウ 個別事情による算定方法（運動場・ソフトボール場）

（ア） 考え方

各運動場は同等程度の機能を有しており、現行金額も同額であるため、金額を統一する。
そのため、対象運動場ごとの1㎡あたりのコストの平均値から算定を行う。

（イ） 具体の算定方法

a 対象運動場ごとの1㎡あたりのコストの平均値

施設名	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼 働率 ④	1㎡あたり のコスト ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$
東公園（運動場）	5,897,757円	5,143㎡	5,157時間	26.4%	0.84円
立山公園（市民運動場）	846,002円	8,811㎡	5,157時間	15.9%	0.12円
東望山公園（運動場）	4,062,396円	4,000㎡	5,157時間	15.9%	1.24円
香焼総合公園（運動場）	3,672,519円	13,500㎡	5,157時間	14.8%	0.36円
元宮公園（運動場）	11,532,320円	13,000㎡	5,157時間	31.9%	0.54円
外海総合公園（運動場）	941,242円	12,000㎡	5,157時間	4.8%	0.32円
岳路運動公園（運動場）	1,458,053円	5,464㎡	5,157時間	14.3%	0.36円
琴海北部運動公園（運動場）	378,862円	24,633㎡	5,157時間	5.8%	0.05円
琴海中部運動公園（運動場）	1,412,101円	17,277㎡	5,157時間	18.5%	0.09円
琴海南部運動公園（運動場）	1,694,074円	11,509㎡	5,157時間	17.2%	0.17円
平和公園（ソフトボール場）	3,269,517円	12,240㎡	5,385時間	15.8%	0.31円
田中町公園（ソフトボール場）	2,682,130円	6,845㎡	5,157時間	9.1%	0.84円
					平均値 0.44円

5 使用料の再算定

ウ 個別事情による算定方法（運動場・ソフトボール場）

（イ） 具体の算定方法

b 算定式

1㎡あたりのコスト平均値（0.44円）×面積×受益者負担率（50%）

（激変緩和措置の係数）

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

（ウ） 算定結果

施設名	1㎡あたりのコスト ①	面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置（上限） ⑥ (⑤×2)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
東公園（運動場）	0.44円	5,143㎡	50%	1,123円	178円	350円	350円	172円
立山公園（市民運動場）	0.44円	8,811㎡	50%	1,924円	178円	350円	350円	172円
東望山公園（運動場）	0.44円	4,000㎡	50%	873円	178円	350円	350円	172円
香焼総合公園（運動場）	0.44円	6,750㎡	50%	1,474円	178円	350円	350円	172円
元宮公園（運動場）	0.44円	6,500㎡	50%	1,419円	178円	350円	350円	172円
外海総合公園（運動場）	0.44円	12,000㎡	50%	2,620円	178円	350円	350円	172円
岳路運動公園（運動場）	0.44円	5,464㎡	50%	1,193円	178円	350円	350円	172円
琴海北部運動公園（運動場）	0.44円	8,211㎡	50%	1,793円	178円	350円	350円	172円
琴海中部運動公園（運動場）	0.44円	8,638.5㎡	50%	1,886円	178円	350円	350円	172円
琴海南部運動公園（運動場）	0.44円	5,754.5㎡	50%	1,256円	178円	350円	350円	172円
平和公園（ソフトボール場）	0.44円	12,240㎡	50%	2,672円	178円	350円	350円	172円
田中町公園（ソフトボール場）	0.44円	6,845㎡	50%	1,494円	178円	350円	350円	172円

5 使用料の再算定

エ 個別事情による算定方法（長崎市営弓道場（専用利用））

（ア） 考え方

大会等を実施する際には、専用（貸切）できる仕組みが必要であるため、同種の諏訪体育館の弓道場の専用区分を用いて専用（貸切）の使用料を設定する。

（イ） 算定方法

同種の諏訪体育館の弓道場の金額（4的で410円）をもとに、長崎市営弓道場は8的であるため、諏訪体育館弓道場の2倍の金額を使用料とする。

（ウ） 算定結果

$$410\text{円} \times 2\text{倍} = 820\text{円}$$

1時間あたり820円とする。

5 使用料の再算定

オ 個別事情による算定方法（長崎東公園コミュニティ体育館）

（ア） 専用利用の場合

a 考え方

専用（貸切り）は大会での利用を想定しており、平日よりも土日祝日の利用率が高いため、現行の土日祝日（午前）の金額を緩和措置上限の基礎として算定する。

b 算定結果

総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	1㎡あたりのコスト ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
9,045,370円	1,872㎡	4,308時間	42.0%	2.67円	50%

（激変緩和措置の係数）

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

貸出面積 ⑦	現行金額 ⑧ (土日祝日・午前の料金)	施設あたりのコスト ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和措置 ⑪ (⑧×1.4)	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小さい方)	増減 ⑬ (⑫-⑧)
1,872㎡	1,585円	4,998円	2,499円	2,210円	2,210円	625円

5 使用料の再算定

オ 個別事情による算定方法（長崎東公園コミュニティ体育館）

（イ） 練習利用の場合

a 考え方

競技ごとに必要な面積が定められていることから、金額を統一する。

そのため、対象体育館ごとの1㎡あたりのコストの平均値から算定を行う。

b 具体の算定方法

（a） 1㎡あたりのコストの平均値

施設名	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	1㎡あたり のコスト ⑤ $\left[\frac{\text{⑤}}{\text{①}} \right]$ ②×③×④
市民体育館	50,369,990円	1,468㎡	4,296時間	5.1%	158.10円
深堀体育館	9,477,877円	414㎡	3,588時間	15.2%	42.06円
三和体育館	12,560,186円	588㎡	4,004時間	26.3%	20.29円
琴海南部体育館	34,977,383円	2,126㎡	4,667時間	36.5%	9.66円
三重体育館	10,340,270円	743㎡	4,308時間	22.7%	14.27円
					平均値 48.87円

5 使用料の再算定

オ 個別事情による算定方法（長崎東公園コミュニティ体育館）

（イ） 練習利用の場合

b 具体の算定方法

（b） 算定式

1㎡あたりのコスト平均値（48.87円）×必要面積×受益者負担率（50%）

c 算定結果

競技名	1㎡あたりのコスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置（上限） ⑥ (⑤×激変緩和措置の係数)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
バレーボール	48.87円	360㎡	50%	8,797円	644円	900円	900円	256円
バスケットボール	48.87円	608㎡	50%	14,858円	644円	900円	900円	256円
バドミントン	48.87円	125㎡	50%	3,048円	257円	380円	380円	123円
卓球	48.87円	98㎡	50%	2,395円	157円	310円	310円	153円

（激変緩和措置の係数）

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

5 使用料の再算定

カ 個別事情による算定方法（長崎東公園コミュニティプール（専用利用））

（ア） 考え方

同種施設として神の島プールと料金を統一するが、専用（貸切り）は大会での利用を想定しており、過去5か年は土日祝日にしか専用利用がされていないため、神の島プールの土日祝日料金に統一する。

（イ） 算定方法

神の島プールの土日祝日料金（1コースあたり1時間あたり1,930円）

× 7コース（長崎東公園コミュニティプールのコース数）

（ウ） 算定結果

13,510円

6 新旧対照表

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 長崎市都市公園条例（昭和34年長崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後（公布の日）	改正前
第1条～第28条 〔略〕 （市長による管理） 第29条 〔略〕 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第7までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第7までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定	第1条～第28条 〔略〕 （市長による管理） 第29条 〔略〕 2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第7までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第7までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定

6 新旧対照表

改正後（公布の日）	改正前
める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、<u>同表第2項</u>中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とす	める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、<u>同表第3項</u>中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とす

6 新旧対照表

改正後（公布の日）	改正前
る」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに前条の規定は適用しない。 3 [略] 第30条 [略] 別表第1～別表第7 [略]	る」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに前条の規定は適用しない。 3 [略] 第30条 [略] 別表第1～別表第7 [略]

6 新旧対照表

第2条 長崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
第1条～第9条 [略] (使用料) 第10条 [略] 2・3 [略] 4 附属設備（照明設備を除く。）の使用料は、市長が別に定める。 第11条～第25条 [略] (利用料金) 第26条 [略] 2 利用料金（附属設備（照明設備を除く。）の利用に係るものを除く。）は、別表第4から別表第7までに掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3 附属設備（照明設備を除く。）の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 4 [略] 第27条・第28条 [略]	第1条～第9条 [略] (使用料) 第10条 [略] 2・3 [略] 4 附属設備（<u>照明設備及び夜間照明設備</u>を除く。）の使用料は、市長が別に定める。 第11条～第25条 [略] (利用料金) 第26条 [略] 2 利用料金（附属設備（<u>夜間照明設備及び照明設備</u>を除く。）の利用に係るものを除く。）は、別表第4から別表第7までに掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3 附属設備（<u>夜間照明設備及び照明設備</u>を除く。）の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 4 [略] 第27条・第28条 [略]

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
第29条 〔略〕 2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第7までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第7までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表	第29条 〔略〕 2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第7までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第7までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表第2項第1号中</u>「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに前条の規定は適用しない。	に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、<u>同表第2項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」</u>と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、<u>同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、<u>同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」</u></u>

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
3 [略] 第30条 [略] 別表第1 [略] 別表第2 (第10条関係) 1 [略] 2 都市公園を占用する場合の使用料 [表略] 備考 1～3 [略] 4 <u>使用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき、又は長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u>	<u>と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに前条の規定は適用しない。</u> 3 [略] 第30条 [略] 別表第1 [略] 別表第2 (第10条関係) 1 [略] 2 都市公園を占用する場合の使用料 [表略] 備考 1～3 [略] 4 <u>占用期間が1月未満の使用料は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u>

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前
<u>5 使用料の額を算出する基礎となる期間で年を単位としてい るものは、その期間が1年に満たないもの又はその期間に1 年未満の端数があるときは、月割によつて計算する。</u>	[新設]
<u>6 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としてい るものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1 月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、 その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算を する。</u>	[新設]
<u>7 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定によ り非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、 この表により算定して得た額（備考5又は備考6の適用があ るときは、当該適用後の額）に100分の110を乗じて得 た額とする。</u>	[新設]
<u>8 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とす る。</u>	[新設]
<u>9 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てるものとする。</u>	[新設]

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)			改正前		
3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料			3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料		
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額
業として行う <u>写真又は映画の撮影</u>	1日	円 <u>200</u>	業として行う <u>写真撮影</u>	1日	円 <u>104</u>
	1月	<u>3,100</u>		1月	<u>1,613</u>
行商、募金その他これらに類するもの	1日	<u>390</u>	行商その他これらに類するもの	1日	<u>261</u>
興行	1平方メートルにつき1日	<u>36</u>	興行	1平方メートルにつき1日	<u>18</u>
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	<u>2,250</u>	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	<u>1,613</u>
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	<u>24</u>	集会、展示会、 <u>博覧会</u> その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	<u>12</u>
備考			[新設]		
1 使用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。					
2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、					

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)

その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。

3 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とする。

4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（三和少年交流センターを除く。）を利用する場合の使用料

(1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

区 分	金額（1時間につき）
運動場又はソフトボール場	円 350
照明設備	1,240
備考	

改正前

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（三和少年交流センターを除く。）を利用する場合の使用料

(1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

ア 運動場又はソフトボール場

利用 時間 使用 料 区分	午前6時	午前8時	午前10時	正午か	午後2時	午後4時	午後6時
	から午	から午	時から	ら午後	時から	時から	時から
	前8時ま	前10時	正午ま	2時ま	午後4	午後6	午後9
	で	まで	で	で	時まで	時まで	時まで

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前							
1 香焼総合公園運動場（照明設備の利用を除く。）及び元宮公園運動場については、半面を利用する場合の使用料とする。	3月1日から10月31日まで	356円	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円
	11月1日から翌年2月末日まで								
2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。									
3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。									

備考

1 香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場については、半面を利用する場合の使用料とする。

2 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。

イ 附属設備

区分	利用時間	使用料	
		午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		1,927円
	11月1日から翌	2,891円	

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前						
(2) 長崎市営庭球場			年2月末日まで					
		備考 元宮公園運動場については、半面を利用する場合の使用料とする。						
		(2) 長崎市営庭球場 ア テニスコート						
区 分	金額（1時間につき）	利 用 時 間 で 使用料 （1コ ートに つき） 区 分	午前8時 から午前 10時ま で	午前10 時から正 午まで	正午から 午後2時 まで	午後2時 から午後 4時まで	午後4時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで
テニスコート（1コート につき）	円 700							
照明設備（1コートにつ き）	500							
備考								
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は 1時間として計算する。								
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用 する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、こ の表に掲げる額の5割に相当する額とする。								
		一般	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,571
		小学校の児 童、中学校	523	523	523	523	523	785

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前							
(3) 元宮公園庭球場		の生徒又は 高等学校の 生徒							
		備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその 利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料 は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。							
		イ 附属設備							
		利用 時間		1時間					
		使用料 (1コートにつき)							
		区分							
		照明設備		410円					
		(3) 元宮公園庭球場							
		ア テニスコート							
		利用 時間	午前8時 から午 前10時 まで	午前10 時から 正午ま で	正午か ら午後 2時ま で	午後2 時から 午後4 時まで	午後4 時から 午後6 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	
		使用料 (1コート につき)							
区 分	金額（1時間につき）								
テニスコート（1コート につき）	円 410								
照明設備（1コートにつ	500								

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前						
き)		につき)						
備考		区分						
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		一般	円 419	円 419	円 419	円 419	円 419	円 628
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	209	209	209	209	209	314
		備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。						
		イ 附属設備						
		利用時間	午後6時から午後9時まで		午後7時から午後9時まで			
		使用料(1コートにつき)						
		区分						
		夜間 3月1日から10月			838円			

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前							
(4) 小江原台近隣公園庭球場、 <u>えがわ運動公園庭球場及び香焼総合公園庭球場</u>		照明	31日まで		1,257円				
		設備	11月1日から翌年						
		2月末日まで							
		(4) 小江原台近隣公園庭球場							
区 分	金額（1時間につき）	利用時間	午前8時から	午前10時から	正午から午後2時まで	午後2時から	午後2時から	午後4時から	午後4時から
テニスコート（1コートにつき）	410円	使用料（1コートにつき）	午前10時まで	から正午まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後5時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで	
備考		区分	一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	5月1日から				
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。			円	円	円	419円		419円	
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。			419	419	419				
									628円

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前							
		ら8月31日							
		まで							
		10月1日か					628円		
		ら翌年2月							
		末日まで							
	小学校	3月1日か	209	209	209	209円		209円	
	の児	ら4月30日							
	童、中	まで及び9							
	学校の	月1日から							
	生徒又	9月30日ま							
	は高等	で							
	学校の	5月1日か							314円
	生徒	ら8月31日							
		まで							
		10月1日か					314円		
		ら翌年2月							
		末日まで							
備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその									
利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料									

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前							
[削る]		は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。							
		(5) えがわ運動公園庭球場							
		利用 時間 使用料 (1コー トにつ き)	午前8 時から	午前 10時	正午か ら午後	午後2 時から	午後2 時から	午後4 時から	午後4 時から
			午前 10時	から正 午まで	2時ま で	午後4 時まで	午後5 時まで	午後6 時まで	午後7 時まで
			まで						
		区分							
		一般	3月1日	円	円	円	419円		419円
			から4月	419	419	419			
			30日ま で及び9 月1日か ら9月30 日まで						
			5月1日 から8月 31日ま						628円

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前							
		で							
		10月1日					628円		
		から翌							
		年2月末							
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	日まで							
		3月1日	209	209	209	209円		209円	
		から4月							
		30日ま							
		で及び9							
		月1日か							
		ら9月30							
		日まで							
		5月1日							314円
		から8月							
		31日ま							
		で							
		10月1日					314円		
		から翌							
		年2月末							

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前							
[削る]			日まで						
	備考　利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその 利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料 は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。								
	(6) 香焼総合公園庭球場								
	区 分	利用 時間	午前8 時から	午前 10時	正午か ら午後	午後2 時から	午後2 時から	午後4 時から	午後6 時から
		使用料 (1コート につき)	午前 10時 まで	から正 午まで	2時ま で	午後4 時まで	午後5 時まで	午後6 時まで	午後7 時まで
一般		3月1日か ら9月30日 まで	円 419	円 419	円 419	419円		419円	209円
		10月1日か ら翌年2月 末日まで					628円		
	小学校	3月1日か	209	209	209	209円		209円	104円

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)			改正前							
			の児	ら9月30日						
			童、中	まで						
			学校の	10月1日か				314円		
			生徒又	ら翌年2月						
			は高等	末日まで						
			学校の							
			生徒							
			備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその 利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料 は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。							
(5) 長崎市営弓道場			(7) 長崎市営弓道場							
区 分		金額								
専用の利用の場合		円 1時間につき 820								
個人の利用の 場合	一般	1回につき 240								
	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	1回につき 120								
備考										
			利用時 間 使用 料 区分	1時間	午前 (午前8時 から正午ま で)	午後 (正午から 午後5時ま で)	1日 (午前8時か ら午後5時ま で)			
			一般 団体 (10人以 上)	円 209	円 649	円 963	円 1,309			
			個人	円 52	円 104	円 125	円 209			

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前				
1「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。 2利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 3利用者がその利用（専用の利用の場合に限る。）に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	小学	団体（10人以上）	104	314	481	649
	校の					
	児	個人	31	52	73	104
	童、					
	中学					
校の						
生徒						
又は						
高等						
学校						
の生						
徒						
備考						
1利用者（団体で利用するものに限る。）がその利用に係る準備又はリハーサル（以下「準備等」という。）のために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。ただし、当該時間がこの表に掲げる利用時間帯の一部である場合は、この限りでない。 2備考1の規定にかかわらず、利用の許可に係る利用時間帯が1日						

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前				
		の場合において、午前8時から正午以降午後5時の前まで準備等のために利用するときの使用料は、1日の欄に掲げる額から午前の欄に掲げる額の6割に相当する額を減じた額とする。				
(6) 長崎市営陸上競技場		(8) 長崎市営陸上競技場				
区 分	金額 (1時間につき)	利用 時間	1時間	午前 (午前8時 から正午ま で)	午後 (正午から 午後5時ま で)	1日 (午前8時か ら午後5時ま で)
競技場	900円	使用 料				
備考		区分				
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		一般	円 649	円 1,938	円 2,619	円 3,876
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	314	963	1,330	1,938
		備考	1 利用者がその利用に係る準備又はリハーサル（以下「準備等」という。）のために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。ただし、当該時間がこの表に掲げ			

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前											
(7) 長崎市営ラグビー・サッカー場			る利用時間帯の一部である場合は、この限りでない。 2 備考1の規定にかかわらず、利用の許可に係る利用時間帯が1日の場合において、午前8時から正午以降午後5時の前まで準備等のために利用するときの使用料は、1日の欄に掲げる額から午前の欄に掲げる額の6割に相当する額を減じた額とする。											
			(9) 長崎市営ラグビー・サッカー場											
			ア ラグビー・サッカー場											
区 分		金額（1時間につき）	利用時間						午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
ラグビー・サッカー場	入場料等の徴収をしない場合	円1,650	区分	使用料	入場料等を徴収しない場合	一般	円3,142	円3,142	円3,142	円3,142	円3,142	円4,714		
	入場料等の徴収をする場合	3,300				小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,571	1,571	1,571	1,571	2,357			
	片面使用の場合	上記使用料の2分の1に相当する額												
照明設備	全基使用の場合	円6,470												
	4基使用の場合	3,700												

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前		
	場合		入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍相当額	
備考			半面使用の場合	上記使用料の2分の1相当額	
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。			備考		
2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。			1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。		
3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。			2 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。		
4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。			イ 附属設備		
区分	使用料		利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	全基使用の場合		円
			合		11,314
			4基使用の場合	5,657	
		11月1日から	全基使用の場合	円	

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前				
[削る]		翌年2月末日	合	16,971	
		まで	4基使用の場合	8,485	
	備考 都市公園を占有する場合及び第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の端数計算は、次のとおりとする。 (1) 使用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき、又は長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (2) 使用料の額を算出する基礎となる期間で年を単位としているものは、その期間が1年に満たないもの又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割によつて計算する。 (3) 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。 (4) 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とする。				

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前		
別表第 3 （第10条関係） 三和少年交流センターの使用料			別表第 3 （第10条関係） 三和少年交流センターの使用料		
区分	午前9時から午後10時まで （1時間につき）	午後10時から翌日の午前9 時まで	区分	午前9時から午後10時ま で（1時間につき）	午後10時から翌日の午前9 時まで
大研修室	円 1,840	円 10,070円	大研修室	円 880	円 5,500円
小研修室	1,230		小研修室	660	
和室	640		和室	324	
備考			備考		
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時 間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時 間として計算する。			利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具 を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。		
2 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具 を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。					
別表第 4 （第26条関係） 1 稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額			別表第 4 （第26条関係） 1 稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額		
区分	利用時間	午前9時30	午後5時か	午前9時30	
		分から午	ら午後9時	分から午	
		後4時まで	まで	後9時まで	

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)						改正前							
									で				
野外ステージ	入場料等の徴収をしない場合	平日	円	円	円	入場料等を徴収しない場合	平日	円	円	円			
		土曜日、日曜日又は休日	13,585	16,800	28,635		9,711	12,948	20,501				
			17,355	21,720	34,270		12,403	16,720	26,431				
	入場料等の徴収をする場合	最高の入場料等が2,095円未満	平日	37,830	50,480	79,925	入場料等を徴収する場合	最高の入場料等が2,095円未満	平日	29,134	38,845	61,505	
			土曜日、日曜日又は休日	48,360	60,200	103,040		37,221	50,170	79,304			
		最高の入場料等が2,095円以上	平日	93,210	124,280	196,765		77,691	103,588	164,015			
			土曜日、日曜日又は休日	119,080	160,560	253,690		99,272	133,801	211,493			
	リハーサル室	平日	1時間につき 560円			リハーサル室	平日	1時間につき 377円					
		土曜日、日曜日又は休日	1時間につき 740円				土曜日、日曜日又は休日	1時間につき 534円					
備考 野外ステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルの金額は、次のとおりとする。						備考 野外ステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルの金額は、次のとおりとする。							

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前				
(1) 利用の許可に係る利用時間帯（以下「許可時間帯」という。）の全部を準備等のために利用する場合 この表に掲げる金額の<u>5割</u>に相当する額 (2) 許可時間帯が午前9時30分から午後9時までの場合において、午前9時30分から午後4時以降午後9時の前まで準備等のために利用するとき 許可時間帯に係る金額から午前9時30分から午後4時までの欄に掲げる金額の<u>5割</u>に相当する額を減じた額			(1) 利用の許可に係る利用時間帯（以下「許可時間帯」という。）の全部を準備等のために利用する場合 この表に掲げる金額の<u>4割</u>に相当する額 (2) 許可時間帯が午前9時30分から午後9時までの場合において、午前9時30分から午後4時以降午後9時の前まで準備等のために利用するとき 許可時間帯に係る金額から午前9時30分から午後4時までの欄に掲げる金額の<u>6割</u>に相当する額を減じた額				
2 稲佐山公園展望台駐車場の利用に係る基準額			2 稲佐山公園展望台駐車場の利用に係る基準額				
区分		金額	区分		金額		
普通自動車		1回つき 1,000円	普通自動車		30分までごと 100円		
小型自動車							
軽自動車							
二輪自動車							
備考 [略]			備考 [略]				
3 長崎稲佐山スロープカーの利用に係る基準額			3 長崎稲佐山スロープカーの利用に係る基準額				
区分	金額		区分	個人		団体	
	片道	往復				(15人以上)	
一般	円	円	片道	往復	片道	往復	
	600	1,000	円	円	円	円	

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)			改正前				
小児	300	500		300	500	240	400
備考	1 「一般」とは、<u>12歳以上の者（小児を除く。）をいう。</u> 2 「小児」とは、就学前の者（1歳未満の者を除く。）及び小学校の児童をいう。 3 保護者（一般に限る。以下この項において同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の金額は、保護者1人につき1人を無料とする。		高等学校又は中学校	220	370	170	290
			の生徒				
			小児	150	250	120	200
			備考				
備考	1 [略] 2 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 3～5 [略]		1 「一般」とは、<u>15歳以上の者（高等学校及び中学校の生徒を除く。）をいう。</u> 2 「小児」とは、<u>1歳以上12歳以下の者（中学校の生徒を除く。）をいう。</u> 3 保護者（一般に限る。以下同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の金額は、保護者1人につき1人を無料とする。				
			備考				
			1 [略] 2 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 3～5 [略]				

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）	改正前																													
別表第 5 （第26条関係） 1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額	別表第 5 （第26条関係） 1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額 (1) 運動場																													
<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>運動場</td><td>円 350</td></tr><tr><td>照明設備</td><td>1,240</td></tr></table> 備考 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は 1 時間として計算する。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額（照明設備に係る金額を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	区 分	金額（1時間につき）	運動場	円 350	照明設備	1,240	<table><tr><th rowspan="2">利用時間 金額 区分</th><th>午前6時から午前8時まで</th><th>午前8時から午前10時まで</th><th>午前10時から正午まで</th><th>正午から午後2時まで</th><th>午後2時から午後4時まで</th><th>午後4時から午後6時まで</th><th>午後6時から午後9時まで</th></tr><tr><td>3月1日から10月31日まで</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356円</td><td>534円</td></tr><tr><td>11月1日から翌年2月末日まで</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。 (2) 附属設備	利用時間 金額 区分	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	3月1日から10月31日まで	356円	356円	356円	356円	356円	534円	11月1日から翌年2月末日まで							
区 分	金額（1時間につき）																													
運動場	円 350																													
照明設備	1,240																													
利用時間 金額 区分	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで																							
	3月1日から10月31日まで	356円	356円	356円	356円	356円	534円																							
11月1日から翌年2月末日まで																														
	<table><tr><th rowspan="2">利用時間 金額</th><th>午後6時から午後9時まで</th><th>午後7時から午後9時まで</th></tr><tr><td>で</td><td>で</td></tr></table>	利用時間 金額	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	で	で																								
利用時間 金額	午後6時から午後9時まで		午後7時から午後9時まで																											
	で	で																												

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前			
		区分			
		夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		1,927円
			11月1日から翌年2月末日まで		
				2,891円	
2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額		2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額			
(1) 競技場		(1) 競技場			
		ア 専用の利用に係る基準額			
区 分		利用時間			
		金額 (1時間につき)			
専用の利用の場合		円			
		2,210			
練習の利用の場合	卓球 (1台につき)	310			
	バドミントン (1面につき)	380			
	バレーボール (1面につき)	900			
	バスケットボール (1面につき)	900			
区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
体育に利用する場合	平日	円	円	円	
		3,080	4,756	6,421	
	土曜日、日曜日又は休日	4,756	6,296	7,836	
体育以外に利用する場合	平日	6,987	12,812	15,148	
	土曜日、日曜日又は休日	8,150	15,148	18,647	

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前				
備考			は休日			
		備考				
1	利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。	1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。				
		2 「体育に利用する場合」とは、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール又は軽スポーツをアマチュアスポーツとして利用し、かつ、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用しないことをいう。				
3	利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。	3 体育以外に利用する場合において、利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる当該金額の倍額とする。				
		4 体育以外に利用する場合において、利用者がステージのみを利用するときの金額は、この表に掲げる当該金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の半額とする。				
4	利用時間を超過して利用する場合及び部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。	5 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額（備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。				
		6 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を				

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前																																						
	使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。 7 利用時間を超過して利用する場合及び部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。 イ 練習の利用に係る基準額 <table><tr><th colspan="2" rowspan="4">区分 \ 利用時間</th><th>午前10時から正午まで</th><th>午後1時から午後3時まで</th><th>午後3時から午後5時まで</th><th>午後5時から午後7時まで</th><th>午後7時から午後9時まで</th></tr><tr><th>円</th><th>円</th><th>円</th><th>円</th><th>円</th></tr><tr><td>卓球（1台につき）</td><td>小学校の児童又は中学校の生徒</td><td>62</td><td>62</td><td>62</td><td>73</td><td>73</td></tr><tr><td>高等学校の生徒</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td><td>188</td><td>188</td></tr><tr><td>一般</td><td>314</td><td>314</td><td>314</td><td>377</td><td>377</td></tr><tr><td rowspan="3">バドミントン（1面につき）</td><td>小学校の児童又は中学校の生徒</td><td>125</td><td>125</td><td>125</td><td>136</td><td>136</td></tr></table>	区分 \ 利用時間		午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	円	円	円	円	円	卓球（1台につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	62	62	62	73	73	高等学校の生徒	157	157	157	188	188	一般	314	314	314	377	377	バドミントン（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	125	125	125	136	136
区分 \ 利用時間				午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで																															
				円	円	円	円	円																															
				卓球（1台につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	62	62	62	73	73																													
		高等学校の生徒	157	157	157	188	188																																
一般	314	314	314	377	377																																		
バドミントン（1面につき）	小学校の児童又は中学校の生徒	125	125	125	136	136																																	

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前					
		高等学校の	251	251	251	282	282
		生徒					
		一般	513	513	513	576	576
	バレーボール	小学校の児	314	314	314	377	377
	(1面につき)	童又は中学					
		校の生徒					
		高等学校の	639	639	639	764	764
		生徒					
		一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540
	バスケットボ	小学校の児	314	314	314	377	377
	ール (1面に	童又は中学					
	つき)	校の生徒					
		高等学校の	639	639	639	764	764
		生徒					
		一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540
その他 (1人に	小学校の児	41	41	41	52	52	
つき)	童又は中学						
	校の生徒						
	高等学校の	94	94	94	104	104	

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前						
(2) トレーニング室				生徒					
			一般	188	188	188	209	209	
(2) トレーニング室			(2) トレーニング室						
区分		金額	区分		金額				
当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	円	当日券（1人2時間につき）	高等学校の生徒	円				
		190			188				
	一般	380		一般	356				
回数券（11枚つづり）	高等学校の生徒	1,900	回数券（11枚つづり）	高等学校の生徒	1,215				
	一般	3,800			一般	2,440			
(3) 浴室			(3) 浴室						
区分		金額	区分		金額				
当日券（1人につき）	一般	円	当日券（1人につき）	大人	円				
		400			360				
	小学校の児童	200		小人	100				
	又は中学校若しくは高等学校の生徒								
回数券（11枚つづり）	一般	4,000	回数券（11枚綴り）	大人	3,600				
	小学校の児童	2,000			小人	1,000			

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前								
3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額	又は中学校若しくは高等学校の生徒										
	備考										
	1 「大人」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。										
	2 「小人」とは、小学校の児童をいう。										
3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額											
(1) テニスコート											
区 分	金 額（1時間につき）		利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで		
テニスコート（1コートにつき）	円410		金額（1コートにつき）								
照明設備（1コートにつき）	500										
備考											
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。											
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用											
			区分	一般	小学校の児童、中学						
				円419	円209	円419	円209	円419	円209	円419	円314

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前							
する場合の金額（照明設備に係る金額を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。		校の生徒又は高等学							
		校の生徒							
		備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。							
		(2) 附属設備							
区分		利用時間		午後6時から午後9時まで		午後7時から午後9時まで			
		金額 (1コートにつき)							
		夜間照明設備		3月1日から10月31日まで		1,257円		838円	
				11月1日から翌年2月末日まで					

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）			改正前																	
4　長崎東公園コミュニティプールの利用に係る基準額 (1)　個人の利用に係る基準額 ア　当日券 <table><tr><th rowspan="2">区　　　分</th><th colspan="2">金　額</th></tr><tr><th>2時間</th><th>超過料金 (1時間につき)</th></tr><tr><td>一般</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>570</td><td>240</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒</td><td>290</td><td>120</td></tr></table> 備考　超過時間を計算する場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。			区　　　分	金　額		2時間	超過料金 (1時間につき)	一般	円	円		570	240	小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	290	120				
				区　　　分	金　額															
			2時間		超過料金 (1時間につき)															
			一般	円	円															
				570	240															
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	290	120																		
4　長崎東公園コミュニティプールの利用に係る基準額 (1)　個人の利用に係る基準額 ア　当日券 <table><tr><th rowspan="2">利用時間 区分</th><th>2時間</th><th>超過時間 (1時間につき)</th></tr><tr><th>円</th><th>円</th></tr><tr><td>一般</td><td>470</td><td>150</td></tr><tr><td>高等学校の生徒</td><td>310</td><td>100</td></tr><tr><td>小学校の児童、中学校の 生徒又は幼児</td><td>150</td><td>50</td></tr></table>				利用時間 区分	2時間	超過時間 (1時間につき)	円	円	一般	470	150	高等学校の生徒	310	100	小学校の児童、中学校の 生徒又は幼児	150	50			
利用時間 区分	2時間	超過時間 (1時間につき)																		
	円	円																		
一般	470	150																		
高等学校の生徒	310	100																		
小学校の児童、中学校の 生徒又は幼児	150	50																		

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前	
イ 前売券 (11回分)		イ 前売券 (11回分)	
区分	金額	区分	金額
一般	円 5,700	一般	円 4,700
[削る]		高等学校の生徒	3,100
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	2,900	小学校の児童、中学校の 生徒又は幼児	1,500
[削る]		(2) 団体の利用に係る基準額	
		区分	金額 (1人につき)
		30人から49人まで	当日券の額の100分の90に相当する額
		50人から99人まで	当日券の額の100分の80に相当する額
		100人以上	当日券の額の100分の70に相当する額
(2) 専用の利用に係る基準額		(3) 専用の利用に係る基準額	
区 分	金額 (1時間につき)	利用時間	午前 午後 超過時間
入場料等の徴収をしない場合	円 13,510	区分	(午前9時から 午後1時から 正午まで) 午後5時まで) (1時間につ き)
入場料等の徴収をする場合	27,020		

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前				
備考	1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	25メートル	平日	円	円	円
		ルプール		20,952	41,904	6,285
			土曜日、日	31,428	62,857	9,428
			曜日又は休日			
備考	1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。 [削る] [削る]	備考				
		1 入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額の2倍に相当する額とする。 2 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額（備考1の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。				
		備考				
		1 「幼児」とは、就学前の者（3歳未満の者を除く。）をいう。 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 3 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わ				

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)

2

使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間を含む。

[削る]

[削る]

別表第6 (第26条関係)

1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

区 分	金額 (1時間につき)
テニスコート (1コートにつき)	円700
照明設備 (1コートにつき)	500
備考	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は	

改正前

ず、入場する者から金銭を受領することをいう。

4 使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間を含む。

5 超過時間を計算する場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。

6 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第6 (第26条関係)

1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
金額 (1コートにつき)						
区分						
一般	円	円	円	円	円	円

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前						
1 時間として計算する。			1,047	1,047	1,047	1,047	1,047	1,571
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額（照明設備に係る金額を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	523	523	523	523	523	785
		備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。						
		(2) 附属設備						
		利用 時間	午後6時から午後9時まで		午後7時から午後9時まで			
		金額 (1コートにつき)						
		区分						
		夜間	3月1日から10月					
		照明	31日まで					
		設備	11月1日から翌年	1,257円				
			2月末日まで					

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)			改正前									
2 長崎市総合運動公園かきどまり野球場の利用に係る基準額			2 長崎市総合運動公園かきどまり野球場の利用に係る基準額									
区 分		金額 (1時間につき)										
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	円 2,340	区 分	利用 時間	午前6時 から 午前8時 まで	午前8時 から 午前10時 まで	午前10時 から 正午 まで	正午 から 午後2時 まで	午後2時 から 午後4時 まで	午後4時 から 午後6時 まで	午後6時 から 午後7時 まで	
	入場料等の徴収をする場合	4,680			金額	円	円	円	円	円	円	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	4,680	ア マ チ ュ ア ス ポ	入 場 料 等 を 徴 収	一般	3月 1日 から 4月 30日	3,352 円	3,352 円	3,352 円	3,352 円	3,352 円	
	入場料等の徴収をする場合	18,720										

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
備考	1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	二 ツ に 利 用 す る 場 合	し な い 場 合	ま で 及 び9 月1 日 か ら9 月 30 日 ま で 5月 1日 か ら8 月 31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)					改正前									
				日										
				ま										
				で										
				10										
				月1										
				日										
				か										
				ら										
				10										
				月										
				31										
				日										
				ま										
				で										
				11										
				月1										
				日										
				か										
				ら										

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)					改正前									
					翌 年2 月 末 日 ま で									
					小学 校の 児 童、 中学 校の 生徒 又は 高等 学校 の生 徒	3月 1日 か ら4 月 30 日 ま で 及 び9 月1	1,676 円	1,676	1,676	1,676	1,676	円	1,676 円	

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)					改正前									
					日									
					から									
					10									
					月									
					31									
					日									
					まで									
					11									
					月1									
					日									
					から									
					翌									
					年2									
					月									
					末									
					日									

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）					改正前									
			ま で											
	入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額										
	アマチユアスポーツ以外に利用	入場料等を徴収しない場合			アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額									
		入場料等を徴収する場合			アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額									

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）		改正前																																													
3　長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の利用に係る基準額 （1）専用の利用に係る基準額		す る 場 合																																													
		備考　利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。																																													
		3　長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の利用に係る基準額 （1）専用の利用に係る基準額																																													
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>アマチュ</td><td>入場料等の徴収をし</td><td>円</td></tr><tr><td>アスポー</td><td>ない場</td><td>4,900</td></tr><tr><td>ツに利用</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>する場合</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td><td>入場料等の徴収をす</td><td>9,800</td></tr></table>		区分		金額（1時間につき）	アマチュ	入場料等の徴収をし	円	アスポー	ない場	4,900	ツに利用			する場合				入場料等の徴収をす	9,800	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>1時間につき</th></tr><tr><td>アマチ</td><td>入場料等を徴</td><td>一般</td><td>円</td></tr><tr><td>ュアス</td><td>収しない場合</td><td></td><td>3,771</td></tr><tr><td>ポーツ</td><td rowspan="4"></td><td>小学校の児</td><td>1,885</td></tr><tr><td>に利用</td><td>童、中学校</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>する場合</td><td>の生徒又は</td></tr><tr><td>合</td><td>高等学校の生徒</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">入場料等を徴収する場合</td><td>入場料等を徴収しない場合の金</td></tr></table>	区分			1時間につき	アマチ	入場料等を徴	一般	円	ュアス	収しない場合		3,771	ポーツ		小学校の児	1,885	に利用	童、中学校		する場合	の生徒又は	合	高等学校の生徒		入場料等を徴収する場合		入場料等を徴収しない場合の金
区分		金額（1時間につき）																																													
アマチュ	入場料等の徴収をし	円																																													
アスポー	ない場	4,900																																													
ツに利用																																															
する場合																																															
	入場料等の徴収をす	9,800																																													
区分			1時間につき																																												
アマチ	入場料等を徴	一般	円																																												
ュアス	収しない場合		3,771																																												
ポーツ		小学校の児	1,885																																												
に利用		童、中学校																																													
する場合		の生徒又は																																													
合		高等学校の生徒																																													
	入場料等を徴収する場合		入場料等を徴収しない場合の金																																												

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)			改正前		
	る場合				額の2倍に相当する額
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等の徴収をし ない場合	9,800	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額
	入場料等の徴収をする場合	39,200		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額
備考			備考		
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。			利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。		
2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。					
3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の5割に相当する額とする。					

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）					改正前						
(2) 個人の利用に係る基準額					(2) 個人の利用に係る基準額						
区分		1回につき			区分		1回につき				
一般		円 300			一般		円 251				
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		150			小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		125				
(3) 附属設備					(3) 附属設備						
種別	区分	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯	種別	区分	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
	金額 (1時間につき)						金額 (1時間につき)				
照明設備		10,430円	5,220円	2,090円	1,050円	照明設備		18,857円	10,476円	5,238円	2,095円

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)			改正前		
4 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場の利用に係る基準額			4 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場の利用に係る基準額		
(1) 専用の利用に係る基準額			(1) 専用の利用に係る基準額		
区分		金額 (1時間につき)	区分		1時間につき
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	円 2,190	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	円 1,571
	入場料等の徴収をする場合	4,380		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	785
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	4,380		入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額
	入場料等の徴収をする場合	17,520	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の2倍に相当する額
備考				入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の金額の8倍に相当する額
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し					

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)	改正前												
<u>、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。</u> <u>2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。</u> <u>3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の5割に相当する額とする。</u>	<u>備考 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。</u>												
(2) 個人の利用に係る基準額	(2) 個人の利用に係る基準額												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1回につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>円 160</td></tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒</td><td>80</td></tr> </tbody> </table>	区分	1回につき	一般	円 160	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	80	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1回につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>円 125</td></tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒</td><td>62</td></tr> </tbody> </table>	区分	1回につき	一般	円 125	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	62
区分	1回につき												
一般	円 160												
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	80												
区分	1回につき												
一般	円 125												
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	62												
5 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場の利用に係る基準額	5 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場の利用に係る基準額												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>円 630</td></tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	一般	円 630	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>円 523</td></tr> </tbody> </table>	区分	1時間につき	一般	円 523				
区分	1時間につき												
一般	円 630												
区分	1時間につき												
一般	円 523												

6 新旧対照表

改正後 (R8. 4. 1)		改正前	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	320	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	261
備考 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の5割に相当する額とする。 [削る]		備考 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額の4割に相当する額とする。 備考 1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 2 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。	

6 新旧対照表

改正後（R8. 4. 1）					改正前				
別表第 7 （第26条関係）					別表第 7 （第26条関係）				
長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額					長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額				
利用時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	利用時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
体育に利用 する場合	平日	円 13,590	円 18,170	円 18,460	体育に利用 する場合	平日	円 932	円 1,278	円 1,508
	土曜日、日曜 日又は休日	円 13,890	円 18,460	円 18,910		土曜日、日曜 日又は休日	円 1,162	円 1,508	円 1,854
体育以外に 利用する場合	平日	円 21,450	円 33,200	円 36,220	体育以外に 利用する場合		平日	円 6,987	円 12,812
	土曜日、日曜 日又は休日	円 23,000	円 36,220	円 40,680		土曜日、日曜 日又は休日	円 8,150	円 15,148	円 18,647
備考					備考				
1～3 [略]					1～3 [略]				
4 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考3の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。					4 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考3の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。 <u>この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u>				
5・6 [略]					5・6 [略]				

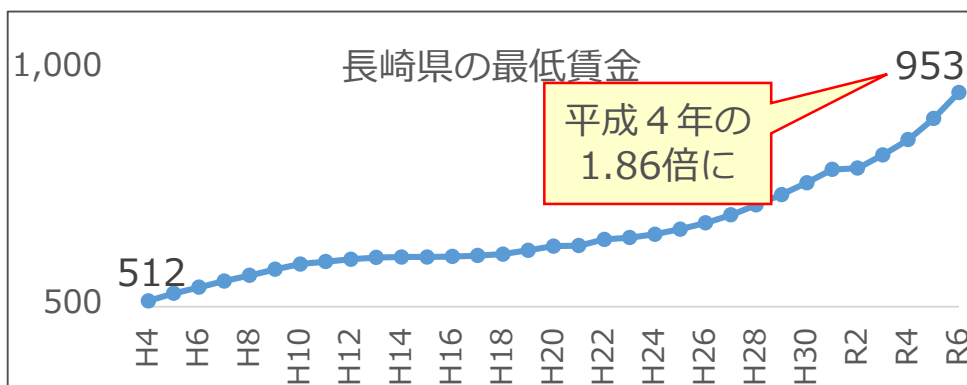
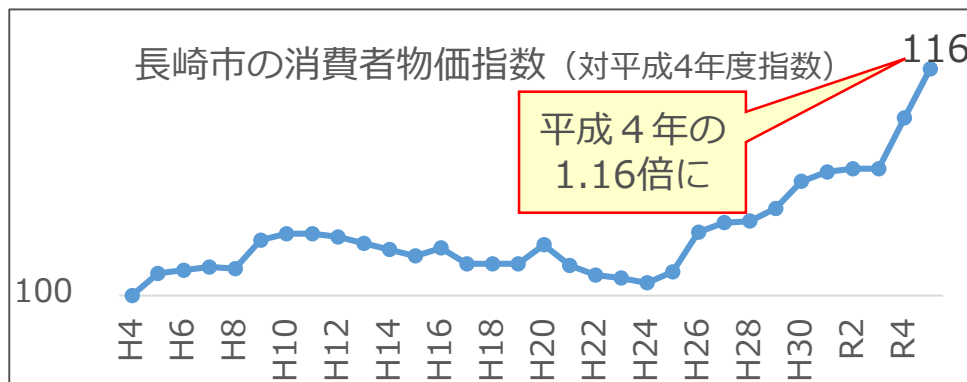
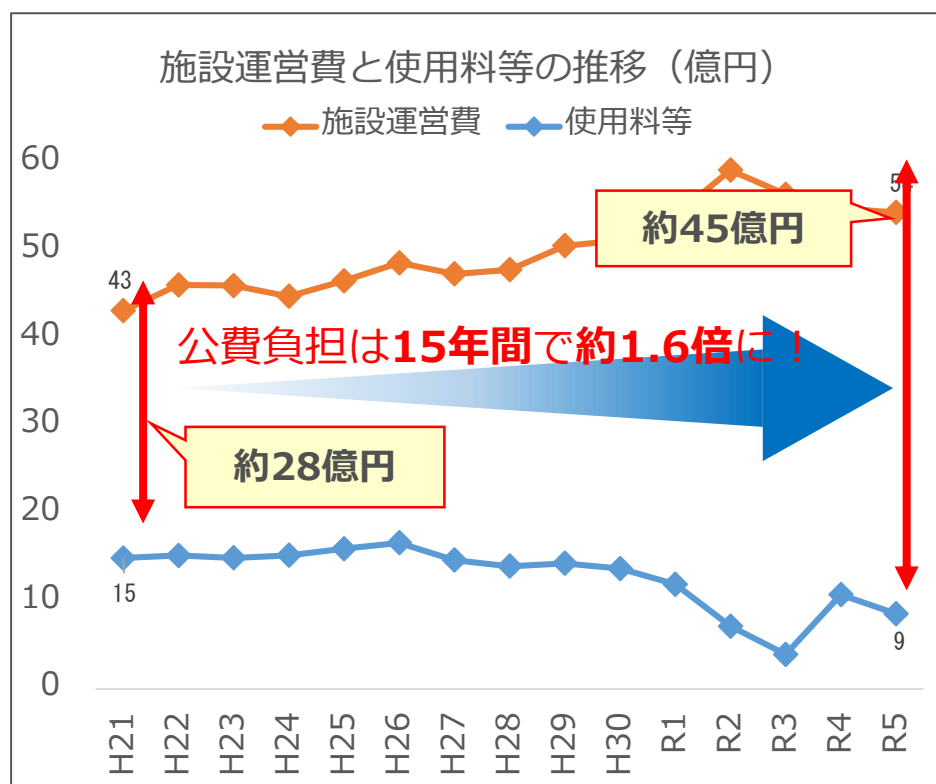
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費**は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。



施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。



受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い ↑ 民間によるサービス提供度 ↓ 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	高い	市民生活上の必要性		低い

【参考1】使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

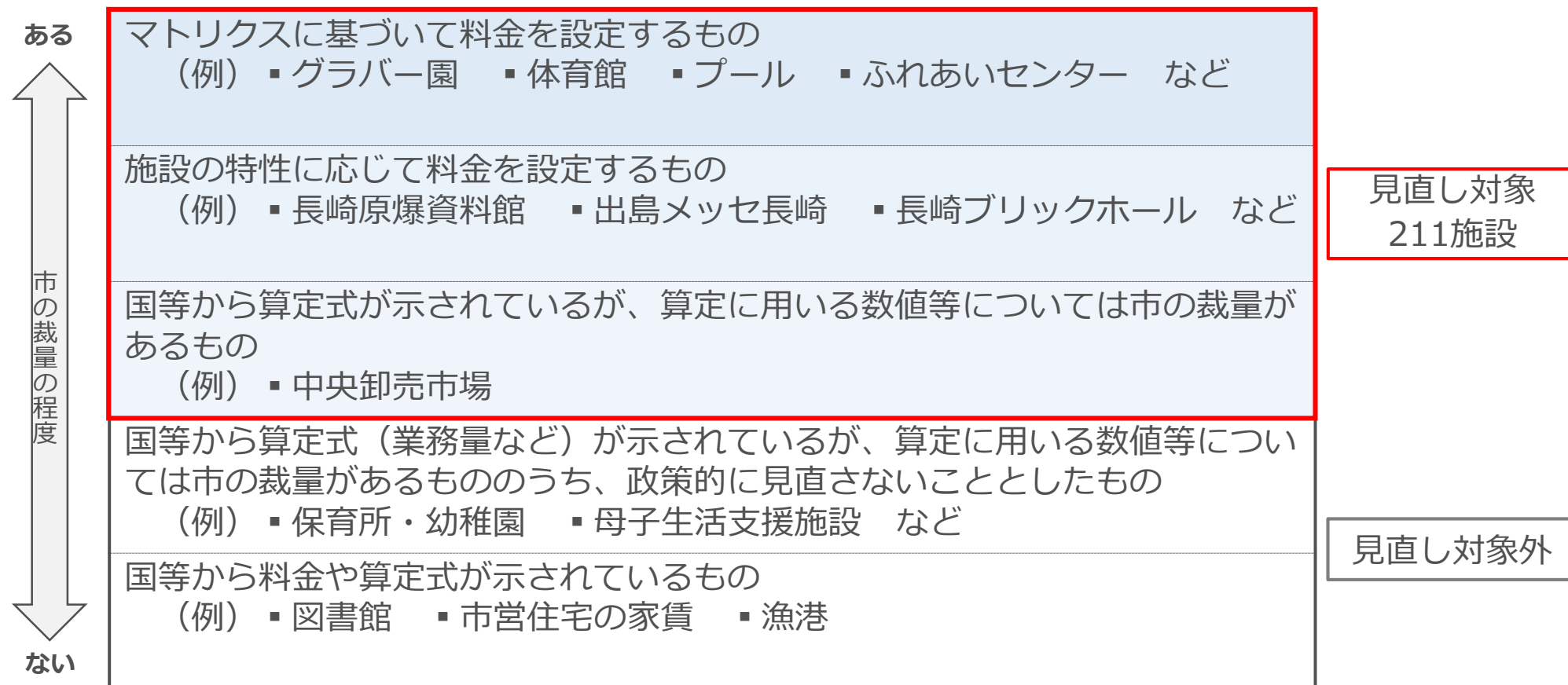
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

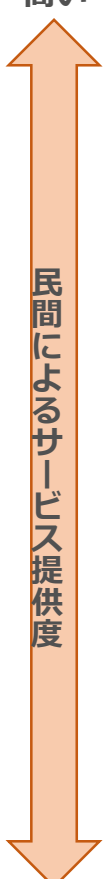
【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（入ロフカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

（１） 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

(2) 令和8年度における対応について

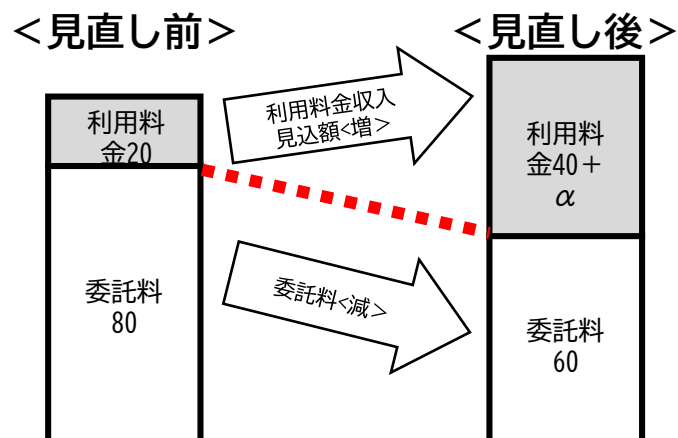
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- しかしながら、使用料等の見直しを長期間実施してこなかったことにより、令和8年度においては、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



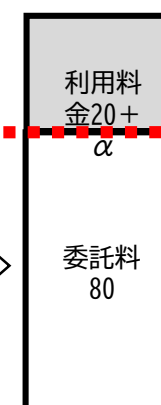
令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の10%までは指定管理者の収入とし、その額を除き残額がある場合は、その額の50%を市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。

<当初>



<実績>



利用料金収入見込額の10%を超えた分のうち50%を市へ納付等する。

【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

（３） 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

（４） スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始